

答 申

1 審査会の結論

「児童相談所における被措置児童等虐待届出制度の通告に関する情報が記載されている文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成26年12月25日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成26年11月1日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、本件開示請求を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、次のアからシまでに掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

（中央児童相談所分）

- ア 被措置児童等虐待通告等受理票（平成21年度分）
- イ 被措置児童等虐待通告等受理票（平成22年度分）
- ウ 被措置児童等虐待通告等受理票（平成26年度分）

（南児童相談所分）

- エ 体罰に関する報告書（平成21年度分）

（川越児童相談所分）

- オ 事故報告書のうち被措置児童等虐待通告の情報を含むもの（平成25年度分）
- カ 事故報告書のうち被措置児童等虐待通告の情報を含むもの（平成26年度分）

（所沢児童相談所分）

キ 被措置児童等虐待の疑いのある事案について（平成25年度分）

（熊谷児童相談所分）

ク 事故報告書のうち被措置児童等虐待通告の情報を含むもの（平成24年度分）

ケ 事故報告書のうち被措置児童等虐待通告の情報を含むもの（平成25年度分）

（越谷児童相談所分）

コ 施設訪問調査記録のうち被措置児童等虐待届出の情報を含むもの（平成25年度分）

サ 児童養護施設において入所児童が施設職員から脅かされたと訴えた件について（平成25年度分）

シ 調査報告書のうち被措置児童等虐待通告の情報を含むもの（平成25年度分）

- (3) 実施機関は、平成26年12月25日付けで、上記アからシまでについて条例第10条第1号及び第5号に該当するとして不開示とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (4) 審査請求人は、実施機関に対し、平成27年1月5日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年3月23日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成27年6月2日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成27年9月9日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (8) 当審査会は、平成28年1月19日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しと部分開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

ア 申立人は、通告者又は児童の個人情報等の開示を求めているわけではない。

イ 実施機関は、児童福祉法（昭和22年法第164号。以下「法」という。）第33条の13に、「当該通告若しくは届出を受けた職員等は、その職務上知り得た事項であって、当該通告又は届出をした者を特定されるものを漏らしてはならない」と規定されているため、全部不開示としている。しかし、法第33条の13で対象となっているのは、「当該通告若しくは届出をした者を特定させるもの」であって、「その職務上知り得た事項」の全てが対象になっているわけではないため、短絡的に全部不開示にするのではなく、条例第11条第2項により部分開示の判断をすべきである。

ウ 実施機関は、本件対象文書に通告者等又は児童の氏名、生年月日及び虐待の種類や内容等の情報が含まれているため、全部不開示としている。しかし、法第33条の16には、「都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする」と規定されており、条例第10条第1号ただし書イに該当する。また、厚生労働省令で定める事項以外であっても、短絡的に全部不開示にするのではなく、条例第11条第2項により、部分開示の判断をすべきである。

エ 埼玉県のサイトの「被措置児童等虐待の防止について」というページには、定期的に被措置児童等虐待の状況を公表することが義務付けられており、公表されている被措置児童等虐待の状況が掲載されている。

オ 「被措置児童等虐待の防止」として、以下の記載がある。

「法の一部改正により、平成21年4月から、被措置児童等虐待の防止等の枠組みが制度化された。これにより、被措置児童等虐待を発見した者に通告義務を課せられ、通告等を受けた県は事実確認や必要な措置等を行うとともに、県の取った対応について児童福祉審議会に報告すること及び定期的に被措置児童等虐待の状況を公表することが義務付けられました。」

カ 「平成25年度被措置児童等虐待事案の状況について」では、具体的に以下の情報が公表されている。

(ア) 虐待案件受理の状況として

- ・ 通告受理件数
- ・ 調査結果（虐待該当、非該当等）

(イ) 被措置児童等虐待の状況（人数又は件数）として

- ・ 被害児童性別（男子、女子）
- ・ 被害児童年齢階層（乳幼児、小学生、中学生、高校生）
- ・ 虐待の種類
- ・ 施設種別
- ・ 職員等の職種
- ・ 県が講じた措置

キ 問合せ先は、全部不開示の判断を行った担当課所である「福祉部 こども安全課 養護担当」となっており、情報に定期的な公表義務があること及び情報の一部が公表されていることを知らないはずはない。

ク 全部不開示は誤りであり、今回対象となっている情報の一部は公開を義務付けられ、実施機関自身により既に公開されているのであるから、部分開示をすべきことは明らかである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、被措置児童等虐待の通告又は届出（以下「通告等」という。）に関する情報であり、児童相談所が正確な事実を把握するために自ら作成し、又は被措置児童等虐待に関する通告者や届出者（以下「通告者等」という。）から提出を受けたものである。

(2) 本件処分の理由について

通告者等は、通告等を行うことによって責任を問われたり、恨まれるのではないか等の不安を持っている可能性がある。このため、通告受理機関及び届出受理機関（以下「受理機関」という。）においては、通告者等に不安を与えないように配慮する必要があり、法第33条の13においても、都道府県の行政機関及び児童相談所等は通告者等を特定されるものを漏らしてはならないと規定している。

本件対象文書を開示すると、今後、同種の通告等を受ける際に、第三者に通告の事実を知らされるかもしれないという通告者等の不安を増長し、必要な通告等が抑制され、制度の適正な運営に支障を来すおそれがある。

このことから、公にすることにより、被措置児童等虐待に係る通告等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものであり、条例第10条第5号に該当するため全部不開示とした。

また、本件対象文書には、通告者等又は児童の氏名、生年月日及び虐待の種類や内容等の情報が含まれている。これは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第10条第1号に該当するため全部不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

法第33条の12第1項は、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村に通告しなければならない旨を規定している。

また、法第33条の12第3項は、被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に

届け出ることができる旨を規定している。

本件対象文書は、法第33条の12第1項及び第3項に基づき行われた被措置児童等虐待の通告等に関する情報であり、児童相談所が正確な事実を把握するために自ら作成し、又は通告者等から提出を受けたものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、本件処分において、本件対象文書は条例第10条第1号及び第5号に該当するとして全部不開示決定をした。これに対し、申立人は、本件処分の取消しと部分開示を求めて異議申立てを行った。

そこで、当審査会は、本件対象文書の不開示情報妥当性について検討する。

(3) 条例第10条第1号該当性について

ア 条例第10条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合には、不開示情報から除くものとしている。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、虐待を受けたとされる児童の氏名、生年月日、入所施設に係る情報及び通告者等の氏名や職等が記載されており、これらは特定の個人を識別できる情報であると認められる。さらに、本件対象文書には虐待を受けたと思われる児童を発見した経緯及び児童の言動や状況、通告者等との関わりなどが詳細に記述されている。したがって、本件対象文書は特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号の不開示情報に該当するものと認められる。

ウ 申立人は、法第33条の16には「都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める

事項を公表するものとする」と規定されており、本件対象文書のうち法令に基づく公表事項については条例第10条第1号ただし書イに該当すると主張する。しかし、本件対象文書は被措置児童等虐待の通告等に関する情報であり、前述のとおり児童の状況、心情等に関する詳細かつ具体的な情報が記載されているのに対し、法令に基づく公表事項は虐待があったと判断された事例について客観的な事実を統計的な情報として公表しているものである。したがって、法第33条の16に基づき公表されていることをもって、本件対象文書に記載されている情報が公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは言えず、条例第10条第1号ただし書イには該当するとは認められない。

また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

エ 以上のことから、本件対象文書を条例第10条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

オ なお、申立人は条例第11条第2項により部分開示をすべきであると主張する。しかし、本件対象文書には、虐待を受けたと思われる児童を発見した経緯及び児童の言動や状況、通告者等との関わりなどが記載されており、公にした場合には虐待を受けたと思われる児童や通報者等の権利利益が侵害されるおそれがある情報に当たると認められる。

カ したがって、氏名、生年月日等の特定の個人を識別することができる記述等を除いて公にした場合に、個人の権利利益が害されるおそれがあるため、条例第11条第2項の規定による部分開示をすべきものとは認められない。

(4) 条例第10条第5号該当性について

ア 条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定める

とともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事業も含まれるものと解すべきである。さらに、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務若しくは事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが必要とされる。この場合、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる確率的な可能性ではならず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならないと解される。

イ 実施機関の説明によれば、通告者等は、通告等を行うことによって責任を問われたり、恨まれるのではないかなど不安を持っている可能性があるため、受理機関においては、通告者等に不安を与えないように配慮する必要がある。さらに、本件対象文書が開示されることとなれば、今後、同種の通告等を受ける際に、第三者に通告等の事実を知らされるかもしれないという通告者等の不安を増長し、必要な通告等が抑制され、制度の適正な運営に支障を来すおそれがあるとのことである。

ウ 被措置児童等虐待に係る通告等に関する情報については、法第33条の13により「その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」とされており、県の職員等に秘密保持義務が課せられている。また、実施機関が作成したパンフレット「埼玉県から児童虐待をゼロにするために！」の中に「連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。」との記載があり、通告又は届出をした者を特定させるもののほか、通告等の内容も公表されない運用がなされている。

エ 通告等の制度は、上記の運用により、通告者等が自らの通告等の情報が公にされることを懸念することなく安心して受理機関に知らせることができるように配慮されているものと考えられる。その結果、受理機関は、通告等を広く得ることがで

きるものと認められる。

オ したがって、氏名等に限らず通告等の内容が一部であっても公開されることになると、今後通告等を行う者が自ら通告した情報の一部が公になるものと認識することによって通告等を控えることになるなど、将来の被措置児童等虐待通告制度の適正な運営に支障を来すおそれがあると認められる。このおそれについては、法的保護に値する蓋然性が認められるため、本件対象文書に記録されている情報は条例第10条第5号に該当すると認められる。

(5) その他

申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

市川 直子、徳本 広孝、三角 元子

審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年 3月23日	諮問を受ける（諮問第272号）
平成27年 3月23日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成27年 6月 2日	申立人から意見書を受理
平成27年 9月 9日	実施機関から説明及び審議（第三部会第105回審査会）
平成27年10月 6日	審議（第三部会第106回審査会）
平成28年 1月19日	申立人から意見陳述聴取及び審議（第三部会第109回審査会）
平成28年 2月16日	審議（第三部会第110回審査会）
平成28年 3月16日	審議（第三部会第111回審査会）
平成28年 3月24日	答申

